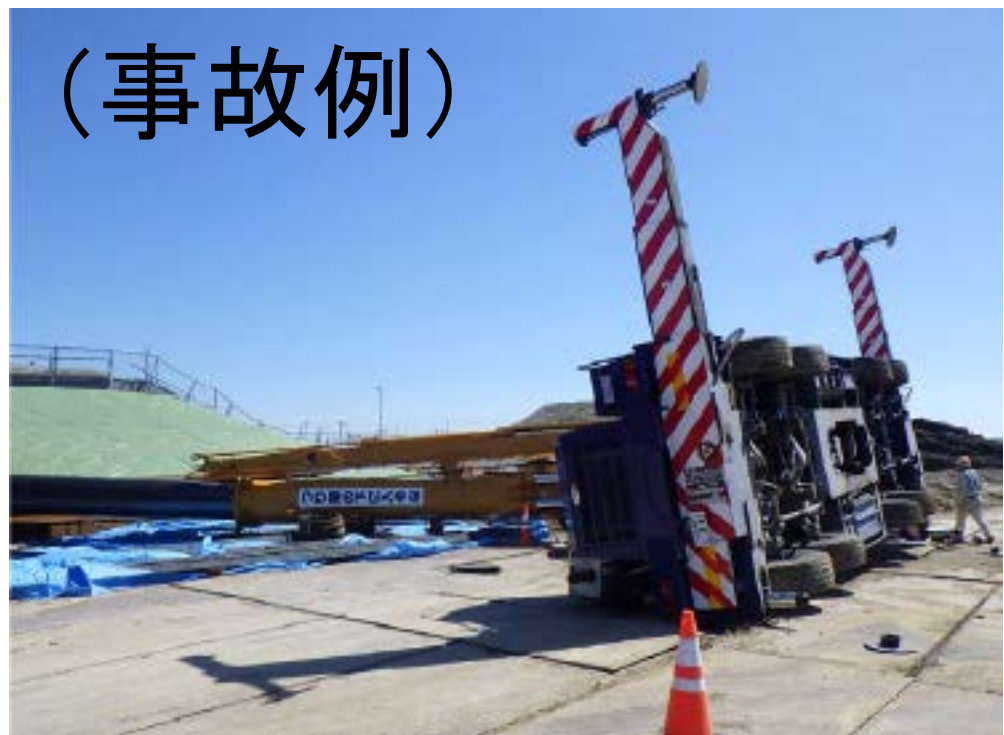


事故隠しは、大きなマイナス!

- 工事事故は、事故の原因を分析・検討して、対策を講じて再発防止を図るなど、発生後、速やかな報告が受注者に義務付けられています（共通仕様書）。
- 義務を守らず事故隠しを行うと、「指名停止」の措置が講じられる場合があります。
- 下請が事故を隠していたことを元請が知らなかった場合でも、下請と一緒に元請に対しても措置が講じられる場合があります。

工事事故が発生!

(事故例)



下請が操作する重機が転倒し、事故が発生

事故を速やかに報告

労基署から元下請に対して是正勧告や指導書等

安衛法33条 機械貸与者の講ずべき措置等違反

※作業中止基準(風速)の遵守及び確認方法不備

安衛法31条 従事労働者の労働災害防止措置違反

※クレーンの転倒防止措置(地盤補強)が不十分

(違反例)

整備局では

- 事故内容を検討して、対策を講じることで再発防止を図る
- 事故に対する元請の責任や事故の社会的影響などを評価し、工事成績評定へ反映

事故を隠した場合

- 東北地方整備局として「指名停止」措置を講じる可能性があります(記者発表)。 ※労基署からも重い処分の可能性

**事故隠しが公表されることにより
社会的ダメージ (大きなマイナス)**